

名古屋都市計画道路及び用途地域の変更について

1 名古屋都市計画道路の変更について

1-1. 都市計画道路とは

都市計画道路とは、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設として都市計画に位置付けられ、都市の骨格をなすものであり、多様な機能を有しています。

1-2. 当町の都市計画道路について

令和2年度末時点では、全路線 16 路線 22.80km、整備済延長 13.76km、整備率 60.4%となっています。

その内 12 路線が県決定、4 路線が町決定となっております。

表 都市計画道路の整備状況(令和2年度末)

番号	路線名	決定権者	決定年	計画(km)	整備状況(km)		改良率
					改良済	未整備	
3.3.157	国道1号西線	県	昭和48年	2.78	1.58	1.20	56.8%
3.3.264	西尾張中央道	県	昭和42年	4.15	4.15	0.00	100.0%
3.4.283	七宝蟹江線	県	昭和42年	2.94	0.56	2.38	19.0%
3.5.293	津島七宝名古屋線	県	昭和53年	0.02	0.02	0.00	100.0%
3.4.304	日光大橋線	県	昭和42年	0.67	0.20	0.47	29.9%
3.4.312	弥富名古屋線	県	昭和42年	2.59	2.31	0.28	89.2%
3.4.314	今源才線	県	昭和42年	0.99	0.79	0.20	79.8%
3.4.328	城新線	県	昭和42年	1.42	0.54	0.88	38.0%
3.5.332	新本町線	県	昭和42年	1.82	1.82	0.00	100.0%
3.4.337	天王線	県	昭和42年	1.43	0.00	1.43	0.0%
3.3.355	温泉通線	県	昭和42年	2.18	1.43	0.75	65.6%
3.3.356	蟹江駅前線	県	昭和42年	0.17	0.00	0.17	0.0%
3.5.901	大膳線	町	昭和42年	0.74	0.18	0.56	24.3%
3.4.902	藤丸中央線	町	昭和42年	0.44	0.10	0.34	22.7%
3.3.903	南駅前線	町	平成28年	0.38	0.00	0.38	0.0%
8.7.904	蟹江駅南北自由通路	町	平成28年	0.08	0.08	0.00	100.0%
				合計	22.80	13.76	60.4%

1-3. 都市計画道路の見直しについて

都市計画道路は、高度経済成長期における都市の拡大を前提に決定されたものが多く、近年の人口減少、低成長等の社会経済情勢の変化を踏まえると、都市計画決定後、長期間が経過し、その必要性に変化が生じつつある道路もあります。当町におきましても、当初の都市計画決定から50年以上未着手の路線があるため、周辺地域に与える整備効果と効率的な財政投資を勘案し、必要に応じた計画の見直しを検討してまいります。

1-4. 「愛知県都市計画道路見直し方針」における見直しの基本的な考え方

3のような状況の中、必要に応じて、計画の変更、廃止を行うにあたり、平成30年8月に「愛知県都市計画道路見直し方針」が策定されました。この方針では、以下の考え方で都市計画道路の見直しを検討します。

- 未着手区間について見直しを検討
- 社会経済情勢の変化などを考慮して必要性を検証
- 財政負担の軽減、既存ストックの有効活用を考慮して代替性を検証

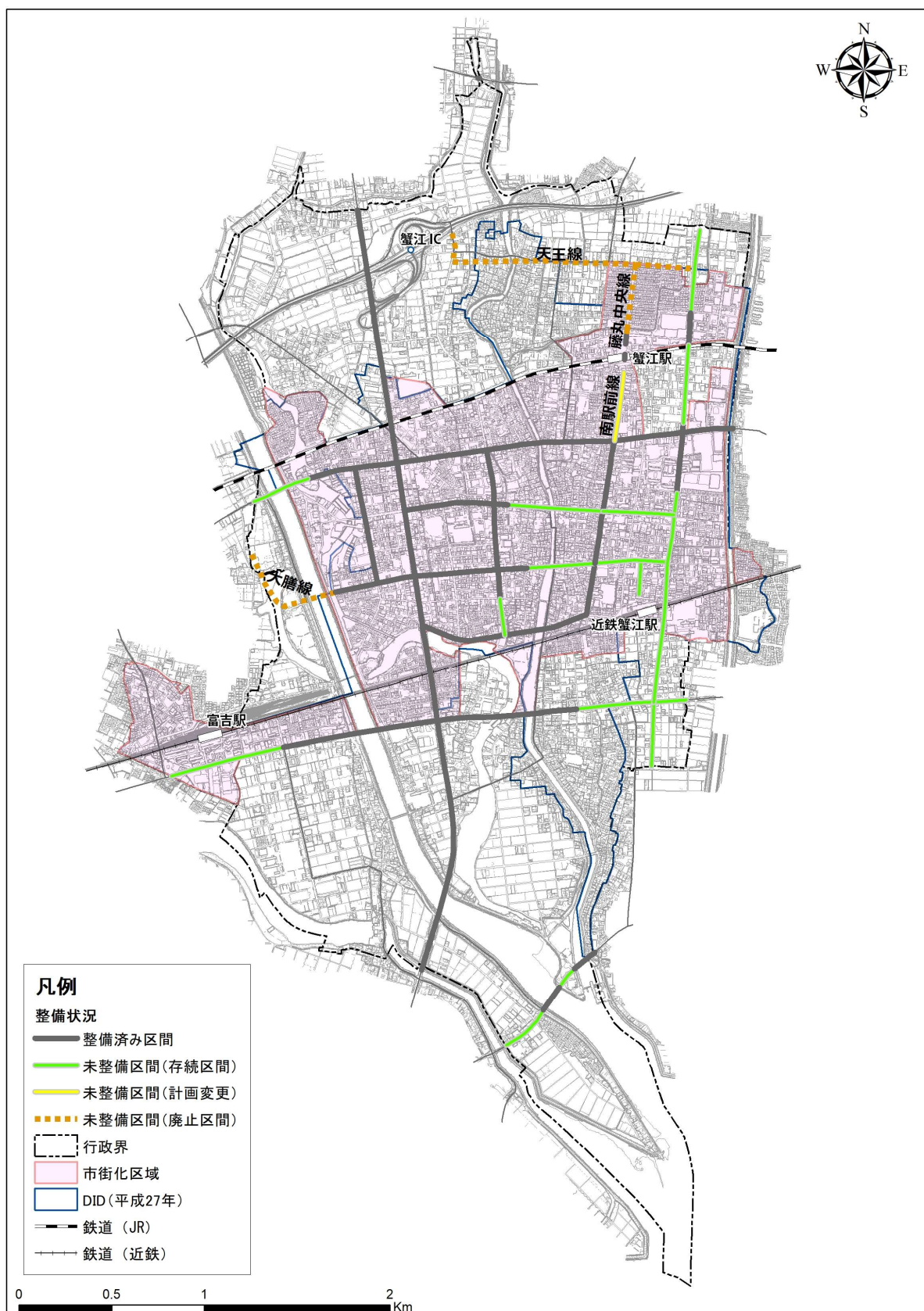
そして、見直し候補路線について「①存続」、「②別途計画検討」、「③廃止(代替路線)」、「④廃止」のいずれかの方針を検討することとしています。

1-5. 当町における都市計画道路の見直しについて

上記の「愛知県都市計画道路見直し方針」に基づき、当町の都市計画道路の見直しを検討しました。

1-6. 見直し(素案)

都市計画道路の必要性等を検証した結果、廃止の候補路線を、天王線、藤丸中央線、大膳線の3路線、別途計画検討の候補路線を南駅前線の1路線とします。



1-7. 都市計画変更の内容について

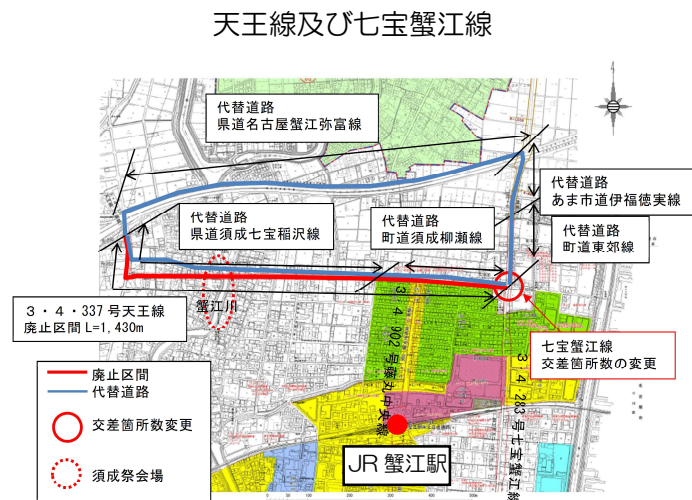
《3・4・337天王線（県決定）》

変更内容

路線の廃止

変更の理由

- ・須成祭がユネスコ無形文化遺産に登録され、周辺町並みが祭りの景観に大きな役割を果たしているため、都市計画どおりバイパス道路を整備した場合、町並み保全に大きな課題が生じてしまうことが懸念されます。
- ・当路線沿線の市街化調整区域においては、市街地拡大の見込みもなく、市街地拡大を前提とした当路線の計画を見直す必要があります。
- ・都市計画道路を廃止した場合においても、現道や周辺道路において円滑な交通処理が可能と考えられます。



《3・4・283七宝蟹江線（県決定）》

変更内容

交差点箇所数の変更

変更の理由

天王線の廃止に伴い七宝蟹江線の交差箇所数が減少します。

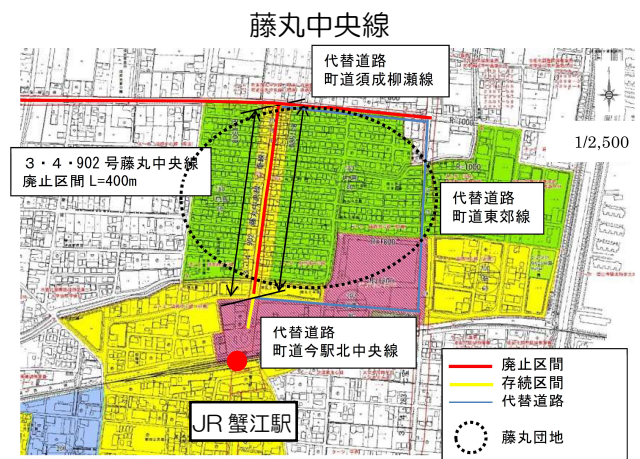
《3・4・902藤丸中央線（町決定）》

変更内容

一部区間の廃止

変更の理由

- ・当路線西側の市街化調整区域では、市街地拡大の見込みもなく、市街地拡大を前提とした当路線の計画を見直す必要があります。
- ・都市計画道路を廃止した場合においても、現道や周辺道路において円滑な交通処理が可能と考えられます。



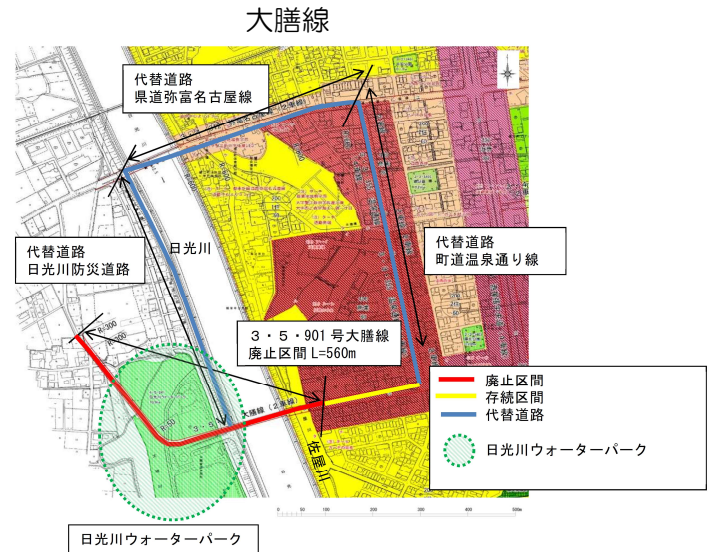
《3・5・901大膳線（町決定）》

変更内容

一部区間の廃止

変更の理由

- 日光川ウォーターパークへのアクセス道路としては日光川右岸の防災道路の整備が完了しています。
- 日光川ウォーターパーク北側の市街化調整区域においては、市街地拡大の見込みもなく、当路線の計画を見直す必要があります。
- 都市計画道路を廃止した場合においても、現道や周辺道路において円滑な交通処理が可能と考えられます。



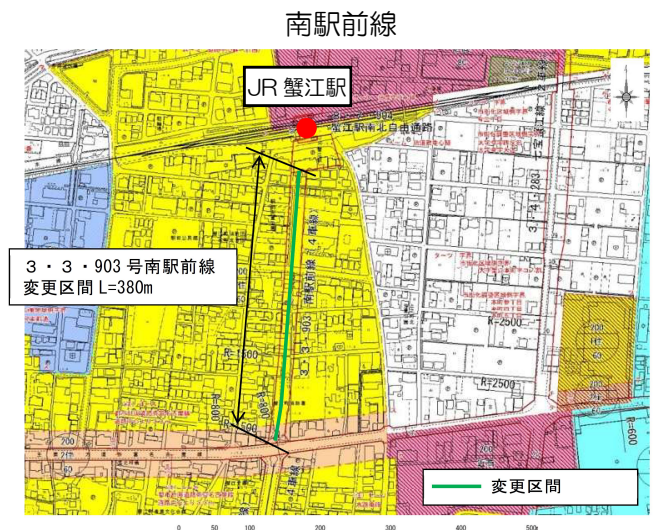
《3・3・903南駅前線（町決定）》

変更内容

- 名称の変更
(3・3・903南駅前線
→3・4・903南駅前線)
- 幅員の変更
(一般部：22m→18m、
交差点部22m→21m)
- 車線数の変更（4車線→2車線）

変更の理由

- 今後の、蟹江駅南側駅前広場及び当路線の事業化を見据え、本検討で将来交通量推計による検討をした結果、車線数等の見直しが必要となりました。



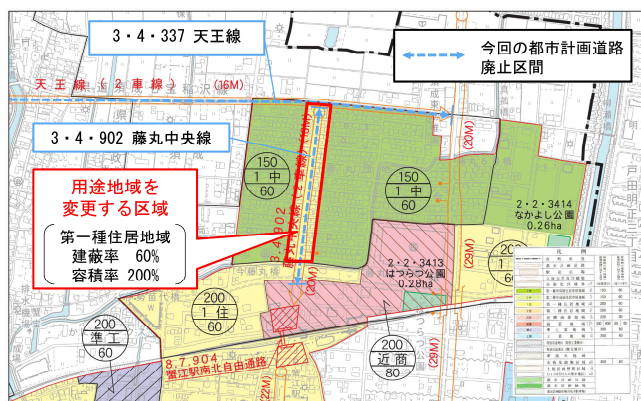
2 用途地域の変更について

2-1. 用途地域の変更について

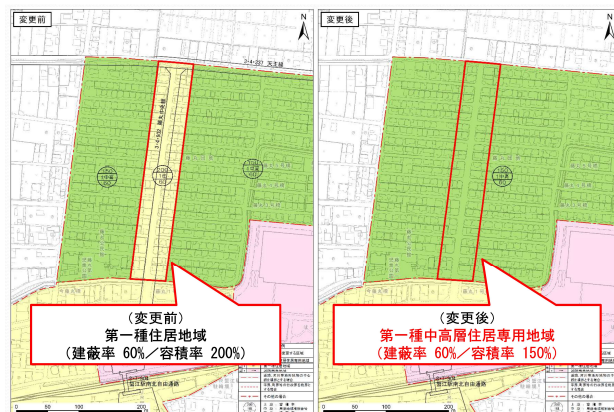
《用途地域とは》

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類あります。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類や建て方のルールが定められます。

《用途地域を変更する区域》



《用途地域の変更内容》



《用途地域の変更理由》

都市計画道路3・4・902号藤丸中央線の一部区間の廃止（蟹江町決定）に伴い、沿道に定めていた用途地域を土地利用の動向や沿道の土地利用との調和等を総合的に勘案し、東西の周辺地域と一体的に良好な居住環境の保護を図る必要があるためです。

3 今後の手続きの流れについて

3-1. 今後の手続きの流れについて

今後は地元説明での意見を参考に計画の案を作成します。

